［略］

E'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に 1.166 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.037）－（B× 1.037）｝×α× 0.989 ＋（C× 1.145）×α＋（D＋D'）× 0.989 －（E＋E'）× 0.989 －F－G

A× 1.037、B× 1.037、｛（A× 1.037）－（B× 1.037）｝×α、｛（A× 1.037）－（B× 1.037）｝×α× 0.989、C× 1.145、（C× 1.145）×α、（D＋D'）× 0.989 及び（E＋E'）× 0.989 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a× 0.02）＋［｛（b＋c）－ 7,000 ×（d＋e）｝× 0.03 ＋｛（d＋e）× 140｝］

a× 0.02 及び｛（b＋c）－ 7,000 ×（d＋e）｝× 0.03 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

b　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

d　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

e　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

B　次の算式によつて算定した額

算式

｛（f＋f'）×（2／3）｝＋［｛（g＋g'）／ 0.12｝× 0.1］＋｛（h＋i）／ 0.4｝／ 3

｛（f＋f'）×（2／3）｝、（g＋g'）／ 0.12、｛（g＋g'）／ 0.12｝× 0.1、（h＋i）／ 0.4 及び｛（h＋i）／ 0.4｝／ 3 に整数未満の端数があるときは、その端数を四

［同左］

E'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に 1.071 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.015）－（B× 1.031）｝×α× 0.988 ＋（C× 1.028）×α＋（D＋D'）× 0.988 －E－F

A× 1.015、B× 1.031、｛（A× 1.015）－（B× 1.031）｝×α、｛（A× 1.015）－（B× 1.031）｝×α× 0.988、C× 1.028、（C× 1.028）×α及び（D＋D'）× 0.988 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a× 0.02）＋［｛（b＋c）－ 7,000 ×（d＋e）｝× 0.03 ＋｛（d＋e）× 140｝］

a× 0.02 及び｛（b＋c）－ 7,000 ×（d＋e）｝× 0.03 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

b　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

d　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

e　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

B　次の算式によつて算定した額

算式

｛（f＋f'）×（2／3）｝＋［｛（g＋g'）／ 0.12｝× 0.1］＋［｛（h＋i）／ 0.4｝／ 3］＋j＋j'

｛（f＋f'）×（2／3）｝、（g＋g'）／ 0.12、｛（g＋g'）／ 0.12｝× 0.1、（h＋i）／ 0.4 及び｛（h＋i）／ 0.4｝／ 3 に整数未満の端数があるときは、その端数を四